

令和6年度法定代理受領通知について

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26 年内閣府令第39 号）第14 条第1 項（第50 条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知することとされているため、報告します。令和5年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（下記参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。

令和6年度 公定価格（一人当たり月額）

単位：円

[illegible][illegible]